

社会保障審議会介護給付費分科会(第9回)議事次第

平成14年5月13日(月)

午後5時から7時まで

於：霞ヶ関東京會館ゴールドスタールーム
(霞ヶ関ビル35階)

議 題

介護報酬について

(訪問介護、居宅介護支援)

・訪問介護
・居宅介護支援

訪問介護の報酬体系の見直し案①〔3類型〕

現行の体系

中心 身体介護	30分未満	210単位	+	30分を増すごと	219単位加算
	30分以上1時間未満	402単位		(1時間半以降家事援助の場合)	
	1時間以上	584単位		30分を増すごと	83単位加算

- ・ 身体介護に属する行為を専ら行う場合
- ・ 身体介護に属する行為 + 若干の家事援助に属する行為

中心 家事援助	30分以上1時間未満	153単位	+	30分を増すごと	83単位加算
	1時間以上	222単位			

- ・ 家事援助に属する行為を専ら行う場合
- ・ 家事援助に属する行為 + 若干の身体介護に属する行為

複合型	30分以上1時間未満	278単位	+	30分を増すごと	151単位加算
	1時間以上	403単位		(1時間半以降家事援助の場合)	30分を増すごと

- ・ 身体介護・家事援助に属する行為のいずれが中心ともいえない場合

○ 訪問介護におけるサービス行為

1 身体介護	
排泄介助、食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理 清拭(全身清拭)、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助 体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助 起床・就寝介助 服薬介助 自立生活支援のための見守りの援助	
2 家事援助	
掃除 洗濯 ベッドメイク	衣服の整理・被服の補修 一般的な調理、配下膳 買い物・薬の受け取り

見直し案

A案: 3類型
(現行維持)

身体介護
複合型
家事援助

(現行の3類型の区分を維持しつつ、単価を見直す)

※ 類型区分・時間区分・加算区分は現行と同じとする。

B案: 2類型

身体介護

30分未満	〇〇単位
30分以上1時間未満	〇〇単位
1時間以上1時間30分未満	〇〇単位

(引き続き生活支援を行う場合)	30分を増すごと	〇〇単位加算
-----------------	----------	--------

(現行の身体介護よりも低い水準の単価とする)

- ・ 専ら身体介護(通院・外出介助、自立生活支援のための見守りの援助などを除く)に属する行為を行う場合

- ・ 主として身体介護(通院・外出介助、自立生活支援のための見守りの援助などを除く)に属する行為を行うとともに、これに関連して若干の生活支援に属する行為を行う場合

※ 所要時間が1時間30分未満において身体介護と生活支援が混在する場合、身体介護と生活支援の単価に区分して算定する。

生活支援 (仮称)

30分以上1時間未満	〇〇単位
1時間以上	〇〇単位

30分を増すごと	〇〇単位加算
----------	--------

(現行の家事援助よりも高い水準の単価とする)

- ・ 専ら生活支援(家事援助、身体介護のうち通院・外出介助、自立生活支援のための見守りの援助など)に属する行為を行う場合

- ・ 主として生活支援(家事援助、身体介護のうち通院・外出介助、自立生活支援のための見守りの援助など)に属する行為を行うとともに、これに関連して若干の身体介護に属する行為を行う場合

C案: 1類型

訪問介護

30分未満	〇〇単位
30分以上1時間未満	〇〇単位
1時間以上	〇〇単位

30分を増すごと	〇〇単位加算
----------	--------

(現行の身体介護よりも低く、家事援助よりも高い水準の単価とする)

※ 訪問介護の内容は現行の身体介護および家事援助と同じとする。

データ

〔家事援助比率階級別の事業者の損益率〕

(平成13年10月 介護事業経営概況調査)

割合(訪問回数)	30%未満	30-50%	50%以上	平均
事業収支率 (補助金を含まない)	0.1%	-1.9%	-10.9%	-3.7%
事業収支率 (補助金を含む)	3.2%	-0.7%	-3.3%	-0.1%

〔身体介護比率階級別の事業者の損益率〕

(平成13年10月 介護事業経営概況調査)

割合(訪問回数)	30%未満	30-50%	50%以上	平均
事業収支率 (補助金を含まない)	-6.0%	-0.7%	-2.7%	-3.7%
事業収支率 (補助金を含む)	-1.5%	1.2%	1.0%	-0.1%

〔所要時間別の訪問回数割合〕

(平成13年5月 介護給付費実態調査)

	割合	計	-30分	30-60	60-90	90-120	120-150	150-180	180-210	210-240	240分
身体介護	38.4%	100%	52.6%	29.1%	7.8%	6.1%	1.2%	1.9%	0.4%	0.5%	0.4%
身体家事	1.4%	100%				47.6%	11.7%	24.2%	3.0%	6.0%	7.4%
家事援助	35.3%	100%		39.8%	19.6%	31.0%	3.6%	4.9%	0.3%	0.4%	0.3%
複合型	20.4%	100%		36.2%	20.8%	25.7%	4.1%	8.3%	1.1%	1.9%	1.7%
複合家事	4.5%	100%				50.9%	11.8%	24.0%	2.6%	5.0%	5.8%

〔要介護度別の訪問回数割合〕

(平成13年5月 介護給付費実態調査)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	100%	100%	100%	100%	100%	100%
身体介護	8.1%	18.3%	30.0%	44.4%	61.6%	72.7%
身体・家事	0.4%	1.1%	1.5%	1.7%	1.7%	2.0%
家事援助	80.7%	58.4%	38.7%	20.4%	8.4%	3.8%
複合型	8.0%	17.1%	24.0%	28.1%	24.3%	18.8%
複合・家事	2.9%	5.1%	5.7%	5.3%	4.1%	2.8%

〔訪問1回当たり平均滞在時間 (内容類型別・要介護度別)〕

(平成13年10月 介護サービス施設・事業所調査結果速報)

身体介護	家事援助	複合型	身体家事	複合家事
70.6分	96.7分	115.3分	157.4分	155.2分

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
95.1分	101.1分	100.8分	101.8分	99.2分	97.8分

訪問介護の行為実施割合(複数回答)(内容類型別・滞在時間別)

(平成13年10月 介護サービス施設・事業所調査結果速報)

	排泄介助			食事介助			清拭・部分浴			全身浴			洗面・整容等			外出・通院介助			その他の身体介助		
	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助
総数	40.9%	26.1%	0.5%	14.2%	17.6%	0.7%	29.4%	27.5%	0.5%	22.2%	18.7%	0.3%	20.4%	19.0%	0.5%	26.4%	21.1%	0.6%	44.0%	43.7%	1.4%
-30分以下	56.7%	43.2%	0.5%	8.6%	21.6%	0.8%	30.8%	28.0%	-	3.1%	6.4%	-	14.6%	21.6%	-	17.0%	14.4%	-	48.2%	45.6%	1.9%
-60分以下	32.2%	27.3%	0.4%	14.1%	17.7%	0.7%	29.6%	24.9%	0.3%	36.2%	9.2%	0.2%	22.5%	17.4%	0.4%	19.3%	11.4%	0.3%	41.7%	48.8%	1.3%
-90分以下	34.3%	22.3%	0.2%	17.7%	14.6%	0.5%	29.8%	26.0%	0.2%	35.5%	21.2%	0.2%	26.6%	17.0%	0.3%	28.1%	16.5%	0.3%	45.6%	42.8%	1.1%
-120分以下	33.9%	20.4%	0.3%	19.1%	13.4%	0.5%	27.8%	27.2%	0.4%	23.6%	22.0%	0.2%	22.7%	17.7%	0.3%	47.4%	24.5%	0.7%	42.2%	40.4%	1.0%
-150分以下	30.3%	24.0%	1.1%	20.8%	15.1%	0.8%	22.2%	25.8%	1.6%	19.6%	26.8%	0.8%	22.7%	21.7%	1.2%	57.5%	29.2%	1.4%	37.2%	39.2%	2.8%
-180分以下	37.9%	32.4%	0.9%	26.2%	22.8%	1.2%	28.0%	31.3%	1.7%	18.7%	22.6%	1.2%	24.8%	21.9%	0.8%	56.3%	31.4%	1.9%	45.9%	42.5%	2.7%
-210分以下	34.5%	43.4%	1.9%	24.2%	32.1%	3.8%	21.2%	31.0%	6.4%	12.5%	18.3%	7.0%	21.2%	29.0%	5.7%	68.6%	29.0%	3.8%	39.0%	45.5%	7.0%
-240分以下	39.5%	53.4%	4.2%	26.7%	40.5%	3.3%	25.3%	39.7%	6.6%	17.6%	19.3%	4.7%	24.0%	31.0%	3.8%	64.3%	35.8%	6.6%	35.5%	47.7%	6.6%
240分超	48.3%	62.8%	15.0%	38.4%	52.8%	14.4%	31.5%	45.7%	13.2%	16.3%	18.9%	3.6%	28.5%	35.4%	9.0%	57.2%	33.1%	15.6%	42.0%	56.3%	19.2%

	調理			清掃			洗濯			買い物			その他の家事援助		
	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助	身体介護	複合型	家事援助
総数	4.6%	52.3%	55.0%	7.0%	70.6%	83.5%	4.2%	36.4%	33.3%	2.7%	28.5%	43.9%	3.5%	24.0%	34.1%
-30分以下	1.1%	33.6%	27.4%	1.3%	45.6%	39.9%	0.8%	20.8%	13.0%	0.3%	19.2%	17.4%	2.2%	29.6%	61.4%
-60分以下	2.2%	44.0%	46.8%	4.1%	55.0%	73.1%	2.1%	23.2%	22.3%	1.0%	15.7%	28.6%	2.6%	25.1%	32.1%
-90分以下	5.6%	50.1%	53.5%	10.0%	70.0%	85.8%	5.8%	34.5%	30.4%	3.3%	25.9%	44.8%	4.3%	22.7%	33.4%
-120分以下	9.2%	53.7%	59.2%	16.1%	78.4%	91.4%	9.4%	39.3%	40.5%	6.3%	33.7%	53.7%	5.6%	22.1%	34.8%
-150分以下	17.5%	60.1%	71.4%	19.9%	76.8%	90.2%	14.4%	46.0%	47.1%	10.0%	39.4%	63.8%	6.9%	26.1%	35.4%
-180分以下	18.2%	62.0%	76.3%	23.4%	80.0%	93.8%	14.4%	47.8%	59.2%	12.1%	41.2%	66.2%	8.0%	26.3%	40.3%
-210分以下	20.1%	61.4%	82.8%	25.0%	74.8%	86.0%	19.3%	52.1%	64.3%	12.5%	33.8%	64.3%	9.1%	30.0%	43.3%
-240分以下	24.8%	62.1%	80.7%	31.5%	76.7%	90.1%	20.5%	53.1%	64.6%	16.5%	33.0%	58.0%	9.6%	27.8%	50.9%
240分超	29.3%	67.4%	88.0%	30.7%	79.3%	93.4%	21.8%	56.6%	77.8%	16.9%	30.9%	71.9%	13.3%	29.0%	50.3%

(表の見方)

「排泄介助」の「身体介護」の「総数」の「40.9%」は、身体介護として請求された全件数のうち40.9%は利用者宅に滞在中に「排泄介助」を行ったことをいい、同「-30分以下」の「56.7%」は、身体介護として請求され、かつ、利用者宅の滞在時間が30分以下であった件数のうち56.7%は利用者宅に滞在中に「排泄介助」を行ったことをいう。

訪問介護の報酬体系の見直し案②〔3級訪問介護員〕

現行の制度

【報酬単価】

身体介護中心型及び複合型については、養成研修3級課程修了者(に相当する人)が訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する額を算定する。

サービス提供時間	～30分	30分～1時間	1～1.5時間
身体介護	210 (3級 200)	402 (3級 382)	584 (3級 555)
複合型	-	278 (3級 264)	403 (3級 383)
家事援助	-	153	222

【減額の考え方】

3級訪問介護員と介護福祉士、1・2級訪問介護員との給与差の割合だけ減額。

介護福祉士	21.6万円	2級訪問介護員	18.1万円
1級訪問介護員	20.2万円	3級訪問介護員	17.7万円
(平成11年4月 介護報酬に関する実態調査)			

【訪問介護員養成事業】

訪問介護員資質向上事業(1/2 補助)

都道府県が3級課程修了者のうち現に活動するものを対象に2級課程の養成研修事業を行う。

見直し案

- 3級訪問介護員が従事する身体介護は介護報酬を減額して算定する。
- 家事援助についても、当分の間、介護報酬を減額して算定することとする。

データ

訪問介護事業所介護職員数(平成12年10月1日現在)

	専従	兼務 (常勤換算)	非常勤 (常勤換算)	専従・常勤換算計
介護職員	28,263	5,957	2,799.6	108,876
介護福祉士	9,915	2,304	1,113.9	3,489
ヘルパー1級	5,546	858	442.5	3,912
ヘルパー2級	12,392	2,625	1,177.8	24,673.2
ヘルパー3級	410	170	65.4	12,828
				2,925.4
				3,400.8
				5.6%

各事業所の従事者に占めるヘルパー3級の割合(常勤換算)(平成12年10月1日現在)

ヘルパー3級割合	事業所数	ヘルパー3級割合	事業所数
0%	7,562 88.7%	41～60%	75 0.9%
1～20%	690 8.1%	60～80%	9 0.1%
21～40%	178 2.1%	80～100%	8 0.1%

サービス提供回数(平成13年5月 介護給付費実態調査)

	全体	3級訪問介護員
身体介護	2,734,525	20,205 0.7%
複合型	1,707,630	26,802 1.6%
計	4,442,155	47,007 1.1%

訪問介護の報酬体系の見直し案③ [いわゆる介護タクシー]

現行の体系

【介護タクシーによる一連のサービスの内容】

場 所 (介護行為)

- ① 自宅の中 (外出準備・玄関への移動)
- ② 自宅から乗車までの間 (タクシーまでの移動・乗車)
乗車中 (一部の事業者はタクシー料金をとらない)
- ③ 降車から病院等までの間 (降車・病院等までの移動)
- ④ 病院等の中 (診察受付・(場合により)院内の移動等)

- *1 ①～④の全部又は一部が介護タクシーの運転手によって行われている。
- *2 ①～④の合計時間を一連のサービス行為とし、身体介護1回として算定。

	30分未満	210単位
①～④の合計時間が	30分以上1時間未満	402単位
	1時間以上	584単位

*3 「訪問介護」: 居宅において介護を受ける者の居宅における、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の世話(法7条6項・施行規則5条)

*4 「基準該当サービス」: タクシー事業者による介護タクシーのように、特定の行為に特化した事業所について、保険者の判断によって、そのサービスを保険給付の対象とする。

見直し案

○ 通常の身体介護・家事援助・複合型とは別に、次の報酬体系を設定。

通院等のための乗車・降車の介助 ○○単位/1回〔上記①～④を評価〕

- ・ 訪問介護員等が、通院等のため、利用者に対して、自らの運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前・降車後の屋内外における移動等の介助、通院・外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行った場合に算定する。

(この介護報酬を請求する事業者は都道府県に届出することとし、その際には、市町村の意見を聞くこととする。)

データ

○ 訪問介護業務内容調査(平成14年2月 厚生労働省老健局)

調査方法: 都道府県を通じて、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送業(タクシー)の免許を受けている指定訪問介護事業所等を調査

調査対象事業所: 165事業所(うち4基準該当事業所)

調査対象者: 調査対象事業所の訪問介護員による通院・外出介助を受けた要介護者等(各事業所10人抽出) 有効回答数 1,451

調査実施日: 平成14年2月20日(水)～22日(金)

〔利用者〕

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	平均要介護度
9.5%	38.3%	23.2%	13.8%	9.7%	5.4%	1.96

車いす使用の有無		歩行状態		
有	無	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
40.1%	59.9%	19.5%	59.9%	20.5%

〔目的地〕

病院	福祉施設	公共機関	その他
94.7%	3.0%	0.6%	1.8%

〔車両の形態〕

セダン	ワゴン	リフト付き等の福祉車両
68.6%	2.1%	24.9%

〔2月中の利用回数〕

平均値	最大値	最小値
10.9回	48回	1回

〔介助時間〕

屋内から目的地における介助まで(運転時間を除く)

平均値	26.9分
中央値	25分

データ

〔介助行為(複数回答可)〕 (%)

	車いす使用の有無		歩行状態			
	車いす使用者	車いす未使用者	つかまらな いで歩行で きる	何かにつか まれば歩行 できる	歩行できな い	
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
屋内 出発前	外出に直接関連しない行為	7.4	5.1	1.9	6.3	8.9
	外出に直接関連する行為	78.2	61.3	45.2	69.2	87.4
■「家から車」で行為あり						
玄関から車への移動介助	90.6	77.8	66.7	85.2	92.6	
見守り	32.6	56.2	69.0	46.1	27.9	
乗車介助	84.4	78.6	73.9	82.8	81.4	
座位の確保	54.0	46.9	34.9	52.9	50.9	
車いすの収納	38.0	0.9	1.1	11.9	38.7	
その他	10.3	8.8	5.0	10.4	10.4	
■「目的地到着」で行為あり						
車いすの準備	54.0	2.8	4.2	22.8	40.5	
降車介助	80.3	80.6	73.6	83.9	75.1	
車いすへの移乗介助	56.5	2.9	3.1	24.5	42.8	
見守り	32.8	56.4	65.9	46.2	30.1	
目的地での移動介助	88.4	76.2	64.8	84.3	88.5	
目的地の職員等への引継	51.7	48.7	39.8	52.0	53.9	
その他	14.5	17.5	16.1	17.3	16.0	
■「目的地」で行為あり						
病院(受付・待合まで)	22.9	29.9	25.3	30.3	21.6	
診察受付	13.5	14.5	12.3	15.3	13.4	
移動介助	11.5	16.1	13.0	16.7	10.0	
病院(診察から)	24.0	10.0	10.0	15.2	22.7	
診察付き添い	11.6	4.9	5.0	8.2	9.3	
移動介助	8.8	2.4	2.3	4.2	8.9	
排泄介助	2.7	0.4	0.4	1.1	2.6	
更衣介助	3.8	2.9	3.4	3.3	3.0	
見守り	2.3	1.1	1.9	1.6	1.5	
薬・会計	3.6	2.5	1.5	3.4	2.2	
病院以外	1.2	1.1	1.3	0.8	1.2	
移動介助	0.6	0.2	0.9	0.4	0.6	

〔介助時間の分布〕 (%)

	出発前		玄関→ 車の中	目的地 到着	目的地
	外出に直接 関連しない 行為	外出に直接 関連する行 為			
行為なし	94.3	32.3	1.6	1.9	52.4
～5分以下	3.2	43.9	64.3	49.9	24.2
～10分以下	0.9	16.5	28.5	36.8	8.5
～15分以下	0.3	4.2	3.4	7.1	1.9
～20分以下	0.2	1.4	0.9	1.9	1.4
～25分以下	0.1	0.3	0.1	0.4	0.9
～30分以下	0.1	0.2	0.1	0.4	1.1
30分超	0.2	0.0	0.0	0.1	8.4

〔1ヶ月の利用回数〕 (%)

	合計	車いす使用の有無		歩行状態		
		車いす 使用者	車いす 未使用者	つかまらな いで歩行で きる	何かにつか まれば歩行 できる	歩行できな い
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1-2回	6.9	8.3	5.5	5.9	5.8	10.5
2-3回	14.2	15.8	13.4	15.8	12.4	18.2
4-5回	14.2	16.2	13.8	16.5	13.5	14.0
6-9回	17.2	18.1	16.6	19.1	16.2	17.8
10-14回	16.5	15.6	16.9	17.3	17.6	13.6
15-19回	9.2	6.9	10.6	8.8	10.4	6.6
20-24回	12.4	11.4	13.8	10.7	13.6	10.8
25-29回	3.0	2.7	3.3	0.4	3.9	2.8
30回以上	3.1	2.2	3.7	2.9	3.6	2.1
平均値	10.9	9.9	11.6	9.8	11.7	9.6

関連資料

介護予防・生活支援事業（国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4 の国庫補助事業）

要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、要介護状態に陥らないための介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供する。

高齢者等の生活支援事業（市町村事業）

配食サービス事業

外出支援サービス事業

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

軽度生活援助事業

住宅改修支援事業

訪問理美容サービス事業

高齢者共同生活支援事業

短期入所振替利用援助事業

市町村は、地域の実情に応じ、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託できる。

外出支援サービス事業

実施方法]

a 移送用車輛(リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等)により利用者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎する。

b ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行う。

利用対象者]

a おおむね 65 歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難なもの。

b おおむね 60 歳以上の高齢者であって、下肢が不自由なもの。

実施市町村数]

813 市町村(平成 14 年 4 月 1 日現在) … 全市町村の 55.9%

なお、市町村特別給付として移送サービスを実施しているのは 16 市町村。

市町村における事例

○ 鎌倉市(神奈川県) (本年 7 月から実施予定)

(1) 利用者

市内在住の 65 歳以上の要介護 1 以上の在宅生活を営む者で、一般の交通機関の利用が困難なもの

(2) 利用形態

福祉施設(介護保険の送迎加算対象を除く)・医療機関などへの送迎(市内および近隣市区)

利用回数: 月 4 往復(片道単位で月 8 回まで)(予約制)

利用者負担: 500 円~2,000 円/片道(使用車両による。)

2,000 円 [寝台車両]

500 円+タクシー運賃 [タクシー使用]

(3) 事業主体

NPO 法人、タクシー会社などの共同事業

・市民団体とバス・タクシー会社、人工透析団体が連携した外出支援サービスモデル活動(タクシー及びワゴン車の車移送サービス(平成 12 年 10 月から))をベースとした。

○ 津久井町(神奈川県)

(1) 利用者

障害をもつ者や、おおむね 60 歳以上で介護保険の介護認定を受けた者で障害や虚弱により公共交通機関の利用が困難な者

(2) 利用形態

病院・施設・公的機関への送迎(近隣の市町村 30km 圏内)

利用回数: おおむね月 6 回程度まで(登録・予約制)

利用者負担: 1km 当たり 50 円

(3) 事業主体

町社会福祉協議会(福祉移送サービス会社に再委託)

(4) 利用実績(平成 13 年度実績)

年間延移送回数 4,172 回 年間延利用人員 794 人

居宅介護支援の報酬体系の見直し案

現行の報酬体系

要支援	650単位
要介護1・2	720単位
要介護3・4・5	840単位

見直し案

[要介護度別の報酬]

A案： 現行通り3類型とする。

B案： 一本化する。

[加算]

C案： 現行通り加算は設けない。

D案： 加算を新設する。

(加算に関する要望)

初回ケアマネジメント、サービス種類数、サービス担当者会議、居宅への訪問回数、習熟度、処遇困難事例、退院・退所前の施設訪問、市町村区域を超えた広域調整、事務管理費、など

(検討のポイント)

- ・ 加算要件が客観的か、実務上、適正に運用できるか。
- ・ 加算の対象となる業務が特に推奨に値するか、又は、経費がかかり増しになるか。